

● 給付の種類（1口あたり）

給付の種類	給付金額	給付限度など
傷病休業給付金	①入院は休業1日目から ②自宅での休業は4日目から 1日につき6,000円	通算して500日まで
入院給付金	入院1日につき2,000円を 傷病休業給付金に加算	入院給付金単独での給付はありません
長期療養給付金	休業1日につき 自宅 3,000円 入院 6,000円	傷病休業給付金の通算500日を超えて連続して 休業している場合に、1回限り230日を限度に給付
弔慰給付金	50万円	いずれかを受給したときは脱退 (その場合、脱退給付金も合わせて給付)
高度障害給付金	50万円	
脱退給付金	別途規定の給付金額表による	加入日から3年以上経過後に、 脱退・減口となったときに給付

※ケガによる休業は加入日から、疾病による休業は加入日から3カ月経過後に発病したのから、保障開始となります。

● 掛金額（1カ月あたり）

加入年齢	1口	3口	5口	8口
～29歳	2,500円	7,500円	12,500円	20,000円
30～39歳	2,800円	8,400円	14,000円	22,400円
40～49歳	3,000円	9,000円	15,000円	24,000円
50歳	3,300円	9,900円	16,500円	26,400円
51～54歳	3,300円	9,900円	16,500円	
55～59歳	3,700円	11,100円	18,500円	

・勤務医は通算3口までの加入となります。
・4口以上のお申し込みには、1つの主たる医療機関等で、
週5日以上かつ週20時間以上業務に従事していることが必要です。

● 加入申込資格

- 1 加入日現在、加入年齢[※]が
60歳未満であること
- 2 保険医協会・保険医会の会員であること
(ただし京都府保険医協会は取り扱って
いません)
- 3 保険医であること
- 4 1つの主たる医療機関等で週4日以上
かつ週16時間以上業務に従事している
こと
- 5 告知日現在、健康であること
(現症がある方、服薬中の方、治療中
の方は、原則として加入できません)

※加入年齢：加入（増口）日現在の満年で計算し、
1年未満の端数月が6カ月を超える場合は1歳切り上げます。
※常勤と同様の就業状況の非常勤勤務医の方も
お申し込みいただけるようになりました。

ご連絡先

お申し込みや資料請求は、ご所属の保険医協会・保険医会（代理店）にお問い合わせください。
保険医協会・保険医会の会員でない方は、入会のうえお申し込みください。

お申し込みの際は、必ず制度案内
パンフレット等をご確認ください。

運営元 一般社団法人
全国保険医休業保障共済会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-5-5
新宿農協会館5F



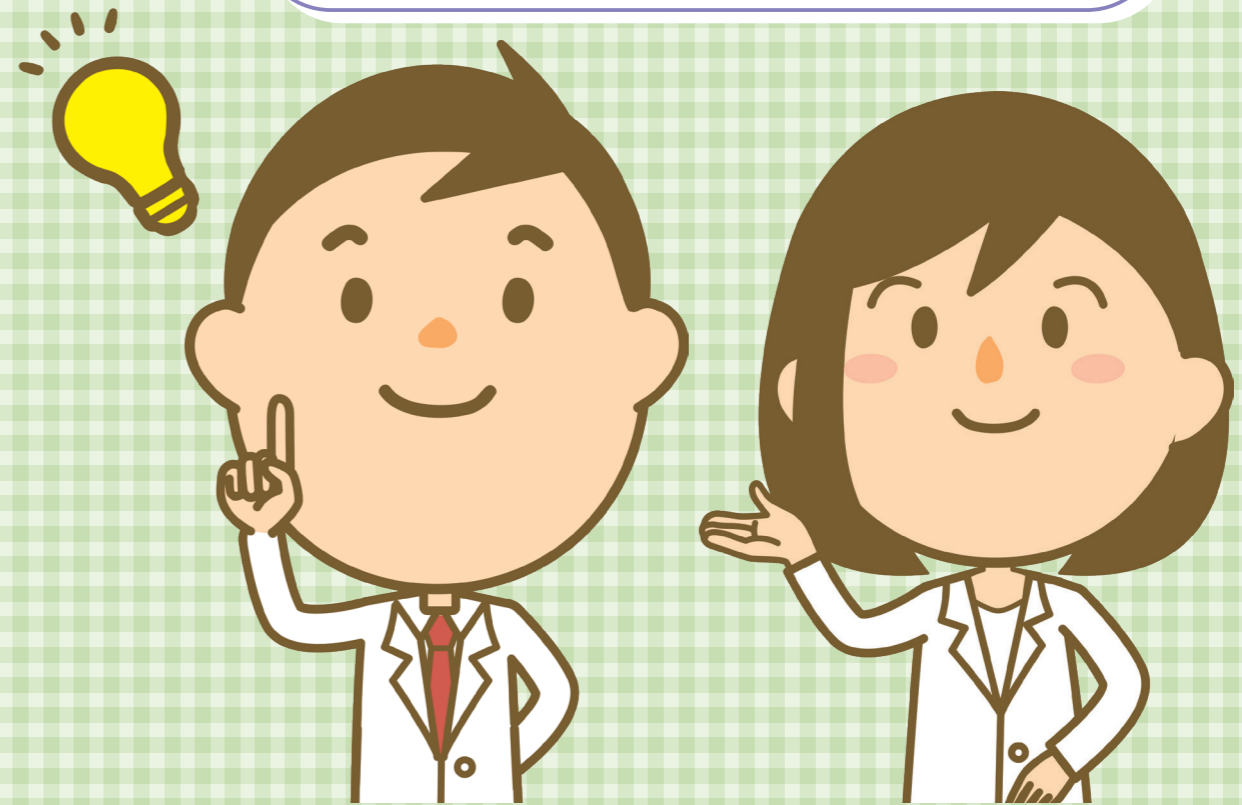
休保

検索

取扱代理店

保険医のための 休業保障制度

病気やケガで休んだ際に
給付金が受けられる共済制度です。



加入時43歳で8口加入した場合

月々の掛金は **24,000円**

休業して30日分の給付を受けた場合

自宅療養 **144万円** 入院療養 **192万円**

加入時38歳で5口加入した場合

月々の掛金は **14,000円**

休業して30日分の給付を受けた場合

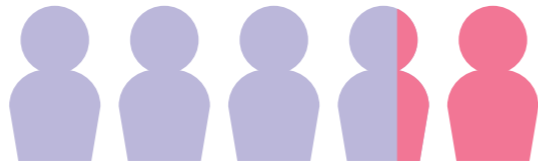
自宅療養 **90万円** 入院療養 **120万円**

全国保険医休業保障共済会

病気やケガなんて まだ先のこと…!?

休業保障制度の30代～40代加入者のうち、

**5人に1人以上が
傷病により休業しています!!**



※休業保障制度加入者給付実績(2023年12月時点より)

まさかの休業・受給事例

テニス中に
右アキレス腱断裂



39歳・5口加入
入院7日+自宅療養15日

受給額 **73万円**

自宅前階段で転倒
右上腕骨骨折



43歳・8口加入
自宅療養25日
(自宅療養は3日免責)

受給額 **105万円6千円**

急性大動脈解離で

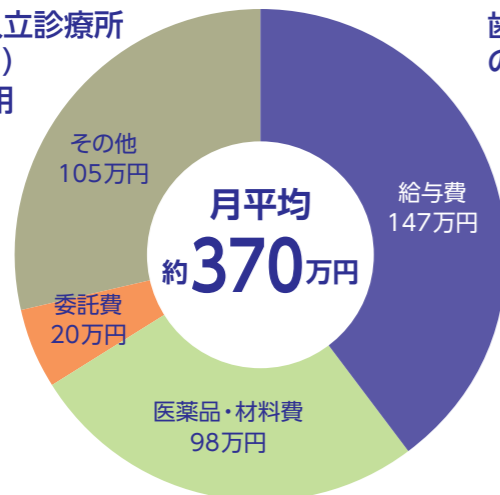


54歳・5口加入
入院15日
+自宅療養60日

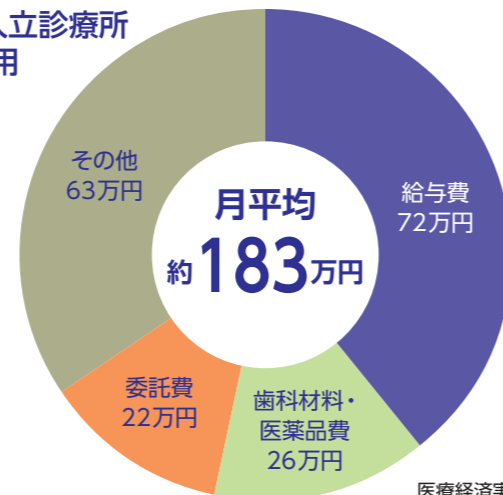
受給額 **240万円**

休業で収入がない時にもこんな費用がかかります

医科・個人立診療所
(入院なし)
の医業費用



歯科・個人立診療所
の医業費用



2023年
医療経済実態調査より

好評の声をいただいています



最大のメリットは
自宅療養でも給付金が出
るとのことです!

休業期間のうち、自宅療養の割合は7割を超えており、自宅療養の休業対策はますます重要になっています。



若いうちに加入
するほど掛金負担が
抑えられます

掛金額は加入時の年齢によって決まり、75歳の満期まで上がりません。

(掛金額表は裏表紙)



でも
休業保障制度は
掛金が経費扱いに
ならないし…

ちょっとまって!
掛金と制度全体の
保障内容を比べて
みてください



休業保障制度は個人でご加入いただく制度のため、経費扱いになりません。しかし、損金扱いできる他制度の節税分を加味しても、休業保障制度の掛金の方が手頃な場合があります。

ポイント また、休業保障制度は脱退時の給付金もあり、掛け捨てになりません。

他にもお勧めしたい制度のポイント

- 通算給付期間500日まで、再発でも何度でも給付
- 500日を超え連続して休業した場合、さらに最長230日給付
- 代診をおいても給付
- 所得補償など他制度との併給可
- 満期は75歳の長期保障
- 傷病休業給付金は本人が受給する場合は非課税

